

入 札 公 告 兼 入 札 説 明 書

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 4 日

前橋市長 小 川 晶

記

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

m22-教育情報システム用 E D R ライセンス調達業務

(2) 業務場所

前橋市役所及び受託事業者社内

(3) 業務の概要

教育情報ネットワークの Windows デバイスへ適用するトレンドマイクロ E D R ライセンスを調達するもの。

(4) 委託期間

令和 8 年 8 月 2 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで

(5) 入札参加形態

単体による参加

(6) 入札及び開札の日時

令和 8 年 8 月 1 4 日（金）午前 1 0 時 0 0 分 入札即時開札

(7) 入札及び開札の場所

前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号

前橋市役所 本庁舎 3 階 3 2 会議室

(8) 入札方法

入札書は直接持参するものとし、電話、ファックス、郵送等による入札は認めない。

(9) 入札保証金

免除

(10) 契約保証金等

ア この競争入札の落札者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならない。

(イ) 契約保証金の納付による保証

(ロ) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証

イ アの規定にかかわらず、過去2年の間に本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、落札決定後2日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書を提出し、審査の結果、承認された場合には契約保証金を免除するものとする。

ウ アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

(11) 最低制限価格

無

2 入札参加資格

この公告の条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告に係る競争入札参加資格確認通知書により資格有りとする通知を受けている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 本市の令和8・9年度の物品・役務等業務競争入札参加資格の認定を受けていること。さらに、当該認定を受けた営業品目及び申請した営業品目に「大分類：情報処理」または「大分類：事務機器」または「大分類：教育機器」が含まれていること。

(4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

(5) 5(1)で定める申請書の提出期間の末日の翌日から1(6)で定める開札日までの間のいずれかの日においても前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。

ア 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にあ

る者。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。

ウ 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。

(8) 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に入札参加申請をしていないこと。

3 仕様書等の配布期間、配布方法及び問い合わせ先

(1) 配布期間 令和8年8月4日(火)から令和8年8月14日(金)まで。

(2) 取得方法 前橋市ホームページからダウンロードしてください。

取得先は、前橋市ホームページのトップページ 産業・ビジネス／入札・契約情報／入札／業務に係る条件付一般競争入札の実施について

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/johoseisaku/gyomu/9/50542.html>

(3) 問い合わせ先 前橋市未来創造部情報政策課情報政策係 担当：小林・金子

前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市議会庁舎2階

電話027-898-5883 (直通)

メールアドレス joukan@city.maebashi.gunma.jp

4 入札参加資格の確認等

この競争入札の参加希望者は、条件付一般競争入札参加申請書兼誓約書(様式第1号)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、申請書等を提出期間内に提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

申請書等は押印を省略することができる。この場合、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること。

5 申請書等の提出

(1) 提出期間

令和8年8月4日(火)から令和8年8月12日(水)まで(最終日の正午必着)

(2) 提出場所

3(3)と同じ

(3) 提出方法

持参又は電子メールによる。

※持参する場合は午前9時00分から午後5時00分までの間とする。ただし、休日

(前橋市の休日を定める条例(平成元年前橋市条例第14号)第1条に規定する休日という。以下同じ。)は受け付けないものとする。

※電子メールで提出する場合は、押印は省略し、発行責任者及び担当者の欄に必ず記入すること。また、送信したことを電話連絡すること。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限後に行うものとし、その結果は令和8年8月13日(木)までに競争入札参加資格確認通知書を電子メール等で送付する。

6 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和8年8月4日(火)から令和8年8月7日(金)とする(最終日は正午必着)

(2) 質問方法

質問票(所定様式)に必要な事項を記載し、メールで送信するものとする。なお、質問票に入札参加者を特定できる記載がある等、入札執行に支障を来たすおそれがある質問には回答しないことができる。また、送信したことを電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答期間及び方法

質問に対する回答は、全ての質問事項をまとめ、令和8年8月10日(月)から前橋市ホームページに掲載する。

7 入札に関する事項

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 本件競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 申請書等に虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者の入札

ウ 同一入札に対し2以上の入札をした者の入札

エ 入札に際し不正行為のあった者の入札

オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札

カ その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時ににおいて2に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(2) 入札時における注意事項

ア 代理人が入札しようとするときは委任状を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、契約期間の総額(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

オ 入札執行回数は、2 回までとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 前橋市契約規則（平成 2 年前橋市規則第 4 号）第 6 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 入札結果の公表

前橋市ホームページで公表する。

8 その他

(1) 現場説明会は、開催しない。

(2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 提出された申請書等は、返却しない。

(5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ただし、前橋市情報公開条例（平成 9 年前橋市条例第 4 5 号）に基づく情報公開請求があった場合には、申請書等のうち同条例の規定により非公開とされる部分を除き、公開するものとする。

(6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(7) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨貨に限る。